
第4次垂水市総合計画

～ 後期基本計画 ～

垂 水 市

2013年 3月

■目次	-----	1
第1章 基本計画の策定にあたり	-----	2
第1節 基本計画の目的	-----	2
第2節 基本計画の期間	-----	2
第3節 基本計画の構成	-----	2
第4節 基本計画の推進	-----	2
第2章 基本計画の概要	-----	3
第1節 基本計画の体系	-----	3～4
第2節 基本計画の各論	-----	5～23
第3節 重点プロジェクト	-----	24～25

第1章 基本計画の策定にあたり

第1節 基本計画の目的

基本計画は、基本構想を実現させるために市民と行政がともに取り組むべき政策目標の基本的な考え方やイメージを示したものです。この基本計画の政策目標が、他の行政計画や地域振興計画の柱となります。

第2節 基本計画の期間

第4次垂水市総合計画基本計画の計画期間は、平成20年度から平成29年度の10年間で5年ごとに見直しを行うことになっていたことから、平成24年度に基本計画中間見直し事業を実施し策定した後期基本計画の計画期間は平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）の5年間とします。

第3節 基本計画の構成

後期基本計画は、27の政策と重点プロジェクトで構成します。なお、政策及び重点プロジェクトは次の項目を定めます。

1. 政策

①政策目標名

基本目標及び重点目標を実現するために、概ね行政分野ごとに定めた目標の名称です。

②政策目標の考え方

基本的な方針や考え方について示します。

③目指すイメージ

施策展開によって目指す将来の理想的なまちの姿です。

④施策の方向

政策を実現するために展開すべき施策項目です。

⑤参考指標

政策の達成度を図るために参考とする指標です。

⑥政策推進課

関係課等と連携し、中心となって政策を推進していく部署です。

2. 重点プロジェクト

①重点プロジェクト名

本市の特に重要な政策課題の名称となります。

②課題解決の考え方

本プロジェクトの課題を示し、その解決への考え方を示します。

第4節 基本計画の推進

本計画に掲げる目標を達成するためには、実施計画を策定し、より具体的な個別計画や事務事業計画に基づき市政運営を行う必要があります。

特に、それぞれの政策目標間の関連を重視して、プロジェクトチームを設置するなど課の連携を

強化し、より高い効果が得られるよう運用します。

また、事務事業の実施にあたっては、適正な行政評価とそれをもとにした予算編成のもとで推進していきます。特に適正な行政評価のため、重点目標や政策に対して、成果指標を導入するよう努めます。

一方で、市民においては、本計画に掲げる目標の実現のために、施策への提言や事業化のため、また、市民が行う適正な行政評価のために、この後期基本計画を活用していくことが望まれます。

第2章 基本計画の概要

第1節 基本計画の体系



□重点目標 2 暮らしの安全を守るために／市民生活

- ◎2-2-1 12. 地域防災対策の推進
- ◎2-2-2 13. 安心安全な地域社会の構築
- ◎2-2-3 14. 快適な都市基盤の整備

■基本目標 3 環境と経済が共存し、循環していくまちをつくる／環境、経済

□重点目標 1 自然と共生していくために／循環型社会

- ◎3-1-1 15. 循環型社会の構築
- ◎3-1-2 16. 環境の保全
- ◎3-1-3 17. 地域資源の活用

□重点目標 2 経済が持続発展していくために／産業活性化

- ◎3-2-1 18. 魅力ある農林業の振興
- ◎3-2-2 19. 魅力ある水産業の振興
- ◎3-2-3 20. 活気ある商工業の振興
- ◎3-2-4 21. 働く環境の充実
- ◎3-2-5 22. 魅力ある観光の振興

■基本目標 4 市民を大切にすまちをつくる／行政経営の方針

□重点目標 1 市民から信頼される行政経営のために／信頼される行政

- ◎4-1-1 23. 市民参画による行政経営
- ◎4-1-2 24. 市民の目線による行政経営
- ◎4-1-3 25. 市民の期待に応える職員の育成

□重点目標 2 無駄のない行政経営のために／持続可能な財政

- ◎4-2-1 26. 行政改革の推進
- ◎4-2-2 27. 財政運営の健全化

第2節 基本計画の各論

施策の大綱 ～基本構想より～

■基本目標1 /地域づくり、人づくり、教育

住民による住民のためのまちをつくる

垂水には9つの地域があり、それぞれに特色や伝統文化があります。これからの地域づくりは、自分たちのまちは、自分たちでつくるという意識のもとで、地域の特性を生かし自立したまちづくりをすすめ、誇りの持てる垂水市をつくるために学びあいの教育環境づくりをすすめる必要があります。

□重点目標1 /地域の自立

自立した地域をつくるために

活力のある自立した地域をつくるために、地域コミュニティの機能の強化を図りつつ、地域性を生かせる人材や実践していく人づくりをすすめます。また、市民・地域組織／NPO・議会・行政の役割を明確にして、事業者や地域の外とも連携しあいながら、主体的な活動が行える仕組みづくりをすすめます。

□重点目標2 /学習の場

学びあえる地域を作るために

未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら学び考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し、誇りにする子ども」となるために、良好な教育環境づくりをすすめます。また、地域づくりにおいては、大人も子どもと共に生涯学びあうことのできる環境づくりをすすめます。

1-1-1 01	
政策目標名	共生・協働による地域づくりの推進
政策目標の考え方	共生・協働の社会を実現するために、全ての市民が手を取り合い、いきいきと暮らせる仕組みをつくり、地域住民の手により目指すべき地域の将来像を考える必要があります。個人と地域と行政とのそれぞれの役割を自覚しながら、地域住民による主体的な地域活動が行えるような取り組みを進めます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●市民の人権問題に対する意識が深まっています ●女性も男性も暮らしやすい社会になっています ●地域や団体、行政、議会の役割が明確になっています ●地域住民と行政とが課題を共有し、協働して取り組んでいます
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●人権教育・啓発活動の推進 ●男女共同参画社会の形成 ●協働社会の仕組みづくり ●地域活動支援
参考指標	◎「共生・協働による地域づくりの推進」に対する満足度
政策推進課	企画課・全課

1-1-2 02	
政策目標名	市民の多様な交流と連携の促進
政策目標の考え方	市民や各種団体、行政が持つ情報はそれぞれに価値があり、その情報がお互いで共有されれば、様々な課題の解決や地域の活性化につながることから、多様な交流と連携に対する取り組みを進めます。特に防災対策、高齢者の生活支援、生活環境の保全、子育て支援などに対して、地域や団体間の交流を深め、支えあい、連携しあう取り組みを進めます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の課題が地域内で共有され、地域で解決できる力があります ●地域内交流が進み、支えあいができています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●市民参加の意識向上 ●団体間ネットワークの充実 ●公民館活動の充実
参考指標	◎「市民の多様な交流と連携の促進」に対する満足度
政策推進課	企画課・全課

1-1-3 03	
政策目標名	地域を支える人材の育成
政策目標の考え方	地域活動に気軽に参加できる環境づくりと、活動の中心となる地域活力の向上に必要な人材の発掘・育成に取り組みます。また、特色のある地域づくりのために、郷土をより深く学ぶ取り組みを進めます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりがふるさとの良さを知り、郷土への愛着が育まれています ●地域活動における個々の役割が発揮され、多くの市民が達成感を得ています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●ふるさとを学ぶ学習機会の充実 ●リーダー育成 ●人材の発掘、確保
参考指標	◎「地域を支える人材の育成」に対する満足度
政策推進課	社会教育課・企画課

1-2-1 04	
政策目標名	子育て支援体制の充実
政策目標の考え方	本市の恵まれた自然や歴史・文化の中で、心身ともに健全な子どもとして育つため、そして心豊かな人間性を持った次世代の親として育つためには、子どもだけでなく、親や家族とともに育っていける環境づくりを進めるとともに、地域の果たす役割も大きいという認識のもと、世代間交流を交えながら地域や職場など社会が一体となって子育てを支援していくよう取り組みます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭、学校、地域、職場の連携が強化され、地域全体で子育てを支援しています ●安心して子どもを産み、育てる環境になっています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て環境の整備、支援 ●母子保健の推進 ●青少年の健全育成
参考指標	◎「子育て支援体制」に対する満足度
政策推進課	保健福祉課・社会教育課

1-2-2 05	
政策目標名	学校教育の充実
政策目標の考え方	自ら学び自ら考える、たくましく「生きる力」を備えた、子どもを育てるために、教職員一人一人の資質の向上を図り、特色ある開かれた学校づくりを推進します。その中で、垂水の海・山・川などの自然や歴史・文化について地域の人材を活かしながら体験を通して学習し、「ふるさと垂水を愛し、誇りにする子ども」を育成するとともに、垂水の次代を担う子どもたちが生き生きと学べる良好な教育環境の確保に取り組みます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが夢を持ち、いきいきと学んでいます ●施設・設備が整備され、良好な教育環境が保たれています ●子どもたちの活動の場の共有化が図られ、健やかに成長しています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●生きる力を育む質の高い教育の推進 ●家庭・地域と連携した教育の推進 ●教育環境整備の推進 ●幼・保・小・中・高の各成長ステージに応じた連携の推進 ●垂水高校振興支援
参考指標	◎「学校教育の充実」に対する満足度
政策推進課	学校教育課・教育総務課・保健福祉課

1-2-3 06	
政策目標名	学びあう社会の構築
政策目標の考え方	多様化・高度化する学習ニーズに対応し、市民が生涯を通じて主体的に学ぶことができる環境づくりを進めるとともに、市民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現など、学びあう社会づくりに取り組みます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●多くの人が学びあいの場に参加し、学びの成果を暮らしに生かしています ●子どもからお年寄りまで多くの市民が、地域でスポーツに親しみ交流の輪が広がっています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習の推進 ●スポーツ・レクリエーション活動の推進 ●社会・生活・自然体験事業の推進
参考指標	◎「学びあう社会の構築」に対する満足度
政策推進課	社会教育課

1 - 2 - 4 07	
政策目標名	地域文化の促進・保護・活用
政策目標の考え方	古くから伝わる歴史民俗文化財や埋蔵文化財、また、郷土の偉人が残した功績は市民共有の財産であり歴史教育の教材です。これらを保存・活用・顕彰することや文化団体の支援、芸術家の育成、良質の芸術文化を提供するなど多様な文化活動を促進することにより郷土愛を育み、ゆとりと活力のある豊かな地域社会の実現を目指します。
目指すイメージ	●城下町として古い町並みや史跡等を多く残し、郷土芸能や年中行事が行われ、各地域では芸術文化活動が展開されています
施策の方向	●歴史民俗文化財や埋蔵文化財の保存・活用の推進 ●芸術文化活動の推進
参考指標	◎「地域文化の促進・保護・活用」に対する満足度
政策推進課	社会教育課

施策の大綱 ～基本構想より～

■基本目標2 / 安心安全、保健・福祉、暮らし

安心して暮らせるまちをつくる

市民が垂水で暮らして良かったと思えるようにすることが大切です。そのために、市民の生命・財産・暮らしを守る安心安全の取り組みや、市民一人ひとりが身体や心の健康を保ち、互いに支えあいながら市民生活をおくることのできる取り組みをすすめていく必要があります。

□重点目標1 / 生きがい・健康

生きがいを持ち、健康に暮らすために

市民一人ひとりが生きがいや夢を持つことが、身体や心の健康づくりにつながります。生きがいや夢を持ち続けるための取り組みをはじめ、予防と福祉の視点に立った医療体制の整備や食育の推進など市民の健康づくりをすすめます。また、一人ひとりの生き方や考え方が尊重され、すべての人が平等に活動できる環境づくりをすすめます。

□重点目標2 / 市民生活

暮らしの安全を守るために

市民一人ひとりが安全で安心して生活を営んでいくために、災害防止や市民の暮らしの安全を高めていく取り組みや環境づくりをすすめます。特に市民一人ひとりが地域の地理的な特性の理解を深め、自助・共助・公助による助け合いの体制を構築していくなどの取り組みをすすめます。

2-1-1 08	
政策目標名	地域保健の充実
政策目標の考え方	市民が安心して暮らしていくために、生涯を通じた生活習慣病予防やがん予防など、保健事業の推進と保健医療活動の充実に取り組みます。また、生きがいを持つことが健康づくりにつながることから、地域における健康づくり活動や生きがいづくり支援を支えるため、地域包括ケア体制整備を図り、広く市民の健康増進に努めます。
目指すイメージ	●一人ひとりが生きがいを持ち、充実した生活を送っています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●生きがいを支える環境整備 ●乳幼児からの生活習慣病予防 ●食育の体系化と推進 ●心の健康づくり ●運動を活用した健康づくり
参考指標	◎「地域保健の充実」に対する満足度
政策推進課	保健福祉課・社会教育課

2-1-2 09	
政策目標名	高齢者保健福祉の推進
政策目標の考え方	高齢者の充実した生活の創造を目指し、生涯現役社会づくりの推進や生活環境の向上に努めるとともに、総合相談体制を充実し、関係機関と連携を密にしながら認知症予防や権利擁護など推進します。また、地域に密着した介護サービスの基盤整備を図り、住み慣れた地域で高齢者が尊厳を持ち、安心して暮らし続けるための地域包括ケア体制づくりに努めます。
目指すイメージ	●高齢者への多面的な支援体制が充実し、住み慣れた地域の中で安心して生活できています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防の推進 ●高齢者支援体制の整備 ●介護サービスの充実
参考指標	◎「高齢者保健福祉の推進」に対する満足度
政策推進課	保健福祉課

2-1-3 10	
政策目標名	障害者保健福祉の推進
政策目標の考え方	障害者があらゆる分野での社会参加が実現出来ることを基本とし、「障害の有無にかかわらず、全ての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会（ノーマライゼーション）」を実現するため、障害者の身体的・精神的・社会的な適応能力を回復することにとどまらず、障害者がそれぞれの年代の生活段階において必要な日常生活又は社会生活を営むため、地域包括ケア体制の整備を図り、全ての市民が生き生きとした生活を送り、共に生き、支え合う社会づくりに取り組みます。
目指すイメージ	●障害のある人が、住み慣れた地域で安心して暮らしています
施策の方向	●日常生活及び社会生活の支援
参考指標	◎「障害者保健福祉の推進」に対する満足度
政策推進課	保健福祉課

2-1-4 11	
政策目標名	医療体制の充実
政策目標の考え方	地域包括ケア体制を整備することにより、市民が安心して医療を受けることができるよう、垂水中央病院を核として、医師会や周辺市町との連携を図り、地域医療の確保と医療水準の向上及びサービスの提供を行う体制づくりに取り組みます。また、地域住民に対する24時間体制の医療を提供すること及び保健・医療・福祉の連携により地域住民の健康増進に取り組みます。
目指すイメージ	●地域医療体制が充実され、誰もが安心して医療サービスを受けています
施策の方向	●地域医療体制の充実と啓発 ●救急医療体制の充実 ●受診モラルの啓発
参考指標	◎「医療体制の充実」に対する満足度
政策推進課	保健福祉課

2-2-1 12	
政策目標名	地域防災対策の推進
政策目標の考え方	自然災害から市民の生命と財産を守るため、垂水市地域防災計画に基づき、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策を進めます。また、大規模な災害に対処するためには、防災関係機関による「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、地域のことは地域で守る「共助」が重要なことから、地域の防災力の向上に努めるとともに、防災等の情報共有を図るため、情報の収集や伝達、また、災害時要援護者に配慮した対策に取り組めます。
目指すイメージ	●市民の防災に対する理解が深まり、災害に対する備えや心構えができています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●防災体制の整備充実 ●防災意識の向上・防災教育の充実 ●自主防災組織の育成と連携の強化 ●災害に強い都市基盤の整備
参考指標	◎「地域防災対策の推進」に対する満足度
政策推進課	総務課・消防本部・土木課

2-2-2 13	
政策目標名	安心安全な地域社会の構築
政策目標の考え方	犯罪のない、安全で安心して生活できるまちづくりを進めるために、協働による地域ぐるみの防犯活動の推進、消防機能や各種市民相談体制の充実など、安全で安心して生活できるまちづくりに取り組めます。特に、高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備などに取り組めます。
目指すイメージ	●安心して日常生活をおくることができます
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●地域安全体制の強化 ●市民生活における安全の確保 ●消防力の整備
参考指標	◎「安心安全な地域社会の構築」に対する満足度
政策推進課	市民相談サービス課・消防本部

2-2-3 14	
政策目標名	快適な都市基盤の整備
政策目標の考え方	<p>道路や住宅、公園などの都市基盤は、市民が快適な生活を営むとともに、経済活動や交流の活性化など、都市の発展の礎となる重要な役割を果たすものです。都市の発展の基本となる道路・交通体系などの基盤整備と市民生活に密着した居住環境の整備を進める必要があります。このような都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、地域振興計画等も参考にしながら都市計画マスタープランを策定し、効率的・計画的な都市基盤の整備に努めます。また、水道は市民生活における重要なライフラインのひとつであり、経済活動や社会的な活動を支える非常に大切な施設でもあります。今後も市民の皆様「安心」な水を「安定」して「継続」的に供給できるよう努めていきます。</p>
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●幹線道路や生活道路が整備され円滑な移動と交通の安全が確保されています ●住みやすい住環境が整備され誰もが快適に暮らしています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●快適な居住環境の整備 ●交通の利便性の向上 ●特色ある快適な都市基盤整備
参考指標	◎「快適な都市基盤の整備」に対する満足度
政策推進課	土木課・水道課

施策の大綱 ～基本構想より～

■基本目標3 / 環境、経済

環境と経済が共存し、循環していくまちをつくる

私たちには未来の子どもたちに豊かな環境を残していく責務があります。地球温暖化など多様な環境問題に対して、産業と暮らしの中に環境配慮の仕組みをつくり、事業者や市民が積極的に参加できる垂水らしさを出した取り組みが必要です。また、市民の暮らしを支える地域経済においても、この垂水らしさを踏まえつつ、あらゆる産業が好循環となるよう垂水ブランドを意識した情報発信が必要です。

□重点目標1 / 循環型社会

自然と共生していくために

垂水市の豊かな自然や資源、そして、大隅半島の玄関口という地理的特性を生かした観光振興をすすめます。また、地球規模の環境問題に対して、循環型社会「垂水モデル（バイオガスを利用した新エネルギー構想など）」を構築するなど、新たな取り組みをすすめます。

□重点目標2 / 産業活性化

経済が持続発展していくために

垂水の基幹産業である農林水産業には、日本一といわれる産物があり、また魅力的な資源が数多くあります。生活習慣の変化や流通形態が多様化している中で、それぞれの分野を越えて、組織と人の積極的な交流を深め、知恵と工夫を出しながら、全体の循環を意識し、地域経済が活性化するための取り組みをすすめます。

3-1-1 15	
政策目標名	循環型社会の構築
政策目標の考え方	地球規模の温暖化に対して、特に温暖化の最たる要因である温室効果ガス削減が重要な課題です。本市においては、廃棄物の27分別収集や再生可能エネルギーに対する取り組みを進めています。より一層の成果を上げるためにも、地域省エネルギー政策、再生可能エネルギー政策の充実と3R（リデュース・リユース・リサイクル）などの循環型社会構築に対して、市民総ぐるみで理解を深め、行動していけるよう取り組みます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●市内全てでゴミ出しルールが定着し、廃棄物が適正に処理されています ●再生可能エネルギーが広く活用されています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●再生可能エネルギー活用の推進 ●ゴミの発生抑制 ●廃棄物適正処理 ●再資源化の促進 ●省エネルギーの推進
参考指標	◎「循環型社会の構築」に対する満足度
政策推進課	生活環境課・企画課

3-1-2 16	
政策目標名	環境の保全
政策目標の考え方	次世代へ環境を引き継いでいくために環境美化意識の向上や河川や海の環境保全に努め、水質保全などに取り組みます。また、桜島、錦江湾、高隈山系などの自然景観や田園風景さらには市街地や歴史的町並みなどの景観の保全と創造に向けて、市民や事業者と一体となった垂水の良さを生かした景観形成に取り組みます。
目指すイメージ	●自然環境が良好な状態で保たれ、次世代に継承されています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●生活排水処理対策 ●河川、海の浄化の推進 ●環境美化の推進 ●景観保全政策
参考指標	◎「環境の保全」に対する満足度
政策推進課	生活環境課・企画課・土木課

3-1-3 17	
政策目標名	地域資源の活用
政策目標の考え方	豊かな自然環境、景観、温泉、農水産物や歴史、文化など垂水市の持つ優れた地域資源を最大限に活用した観光や産業の振興に取り組みます。また、行政と市民と事業者が一体となって育む地域ブランドの推進及び6次産業化に取り組み、本市の価値を創造し、積極的に広く内外へ情報発信していく取り組みを進めます。
目指すイメージ	●市民一人ひとりが地域資源のすばらしさを認識し、県内外にも垂水が認知されています
施策の方向	●地域資源の保全、管理 ●情報発信によるブランド定着 ●6次産業化の推進
参考指標	◎「地域資源の活用」に対する満足度
政策推進課	商工観光課・全課

3-2-1 18	
政策目標名	魅力ある農林業の振興
政策目標の考え方	生産・生活基盤の整備をはじめ、経営の安定や環境にやさしい農業の推進など、特色ある農業の展開を図るとともに、担い手育成に努めます。また、消費者ニーズの把握に努めながら、地域の特性を生かした特産品や加工品の開発を促進するとともに、流通ルートの創出に取り組みます。さらに、特産品直売や地産地消の推進に努めます。林業については、森林と人との共生の観点に立った森林の保全利用を図ります。
目指すイメージ	●農業経営の安定化が図られ、生きがいを持って農業に従事しています ●農林業に関する情報が発信され、農林業に対する関心が深まっています
施策の方向	●経営の安定化 ●基盤整備 ●ブランド化の推進 ●農地利用調整活動 ●担い手育成対策 ●地産地消の推進 ●消費者ニーズの把握
参考指標	◎「魅力ある農林業の振興」に対する満足度
政策推進課	農林課

3-2-2 19	
政策目標名	魅力ある水産業の振興
政策目標の考え方	水産業の振興を図るために、漁業生産の基盤となる漁港・漁場環境の整備を進めます。また、消費者ニーズの把握に努めるとともに、地産地消の推進や水産物のブランド化による新たな販売ルートの確保など、経営安定化と後継者の育成に努めます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●水産業経営の安定化と活性化が図られています ●水産業に関する情報が発信され、水産業に対する関心が深まっています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">●経営の安定化 <li style="width: 50%;">●基盤整備 <li style="width: 50%;">●地産地消の推進 <li style="width: 50%;">●ブランド化による付加価値の向上 <li style="width: 50%;">●消費者ニーズの把握 <li style="width: 50%;">●水産物販売施設の整備
参考指標	◎「魅力ある水産業の振興」に対する満足度
政策推進課	水産課

3-2-3 20	
政策目標名	活気ある商工業の振興
政策目標の考え方	市民の日常的な利便性の確保を図ることを基本に、垂水にあった商業のあり方やサービスを展開し、多様化・高度化する消費者ニーズに対応できる商業の育成や振興に取り組みます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●地域のふれあいを大切にした商業の育成により、市民生活の利便性が向上しています ●遊び心のある取り組みが進み、まちが活気にあふれています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●商業経営の近代化 ●安心安全な商品の提供
参考指標	◎「活気ある商工業の振興」に対する満足度
政策推進課	商工観光課

3-2-4 21	
政策目標名	働く環境の充実
政策目標の考え方	本市の一次産品を生かした産業創出への支援や時代のニーズに合った創業支援、既存産業の振興に努め、本市の特性を生かした働く人にとって住みやすいまちづくりを進めます。
目指すイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ●地域資源を生かした産業の創出が行われています ●多種多様な雇用の場があります
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●雇用の確保 ●企業誘致 ●既存産業の振興 ●新たな産業の創出 ●異業種交流
参考指標	◎「働く環境の充実」に対する満足度
政策推進課	企画課・商工観光課

3-2-5 22	
政策目標名	魅力ある観光の振興
政策目標の考え方	垂水市の持つ観光拠点の整備開発を進め、年間を通じて市民や観光客が楽しめる魅力ある観光地づくりや観光情報の発信に取り組みます。また、観光推進体制の確立を図り、大隅半島の玄関口という地理的特性を生かした広域観光への取り組みに努めます。
目指すイメージ	●魅力ある観光地として交流人口が増えています
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ●観光推進体制 ●観光情報発信 ●観光拠点の整備開発 ●ツーリズムの推進
参考指標	◎「魅力ある観光の振興」に対する満足度
政策推進課	商工観光課

施策の大綱 ～基本構想より～

■基本目標 4 / 行政経営の方針

市民を大切にすまちをつくる

地方自治を取り巻く環境も大きく変わり、行政も市民も意識の変革が求められています。市民による市民のためのまちづくりを行うためには、徹底した情報公開を行うなど行政と市民との信頼関係を築いていく必要があります。その上で市民がよりよく活動できる仕組みをつくり、また、市民の視点に立った行政経営を進めていく必要があります。

□重点目標 1 / 信頼される行政

市民から信頼される行政経営のために

行政は最大のサービス業という姿勢を持ち、職員の資質向上を図り、市民を顧客としてとらえるなど信頼づくりのための取り組みをすすめます。また、市民と行政が一体となったまちづくりの基盤となる男女共同参画社会を実現して、誰もが平等に参加し、活動できる環境づくりをすすめます。

□重点目標 2 / 持続可能な財政

無駄のない行政経営のために

健全な財政を維持することは、行政経営においては不可欠です。限られた財源の中で、創意工夫を重ね、効率的で質の高い事務を行うなど、持続可能な財政への取り組みをすすめます。

4-1-1 23	
政策目標名	市民参画による行政経営
政策目標の考え方	協働によるまちづくりの実現に向けて、市政の様々な場面で市民の参加と参画機会を十分に提供するとともに、市民と行政や議会との適切な役割分担のもと、相互の信頼関係が構築され、相互に支えあう協働の行政経営に取り組みます。
目指すイメージ	●市民一人ひとりが、市政や議会に関心を持ち、相互の信頼関係が築かれています
施策の方向	●市民参画機会の充実 ●地域振興計画の活用
参考指標	◎「市民参画による行政経営」に対する満足度
政策推進課	企画課・全課

4-1-2 24	
政策目標名	市民の目線による行政経営
政策目標の考え方	市民の目線に立ち、積極的で分かりやすい情報提供をするとともに市民ニーズを的確に把握し、真に必要とされるサービスの提供を行います。
目指すイメージ	●市民と行政の意見交換が活発に行われています
施策の方向	●広報広聴の充実 ●情報公開の推進 ●市民本位のサービス提供
参考指標	◎「市民の目線による行政経営」に対する満足度
政策推進課	企画課・全課

4-1-3 25	
政策目標名	市民の期待に応える職員の育成
政策目標の考え方	住民ニーズはますます高度化、多様化しており、価値観やライフスタイルの多様化も顕著になっている現在、時代の変化に適応した新たな行政施策の展開が求められています。徹底した行政改革の推進、健全財政の維持、職員の定員管理についても適正化を進めてきており、最小の経費で最大の効果が上がるよう、さらに効率的な行政運営を進めていく必要があります。そのため、行政の担い手となる職員の意欲や姿勢の改革、職務能力の一層の向上を図り、組織としても積極的に人材育成の取組を強化していきます。
目指すイメージ	●職員一人ひとりが成果やコスト意識を持って業務に取り組んでいます
施策の方向	●人材育成基本方針に基づく職員の育成
参考指標	◎「市民の期待に応える職員の育成」に対する満足度
政策推進課	総務課・全課

4-2-1 26	
政策目標名	行政改革の推進
政策目標の考え方	地方分権時代において、自治体としての自立と自己責任による行政経営が求められるとともに、市政の運営を担う行政には、将来にわたって、永続的に市民から信頼され、その負託に応じていくという大きな責務が課せられています。このため、行政改革大綱に基づき、「新しい公共」の形成を理念として、持続可能な財政基盤を確立するとともに、徹底した行政改革を推進することにより、市民や地域の力が最大限に発揮できる新しい形の行政経営を進めます。また、真の地方主権の確立に向けた権限の移譲を求め、国・県との対等な関係を構築するとともに、近隣市町との連携のもと広域的な行政課題の解決に取り組みます。
目指すイメージ	●行政改革が進み、新しい公共という形の行政経営が行われています
施策の方向	●定員適正化の推進と民間能力の活用 ●行政を評価する仕組みの構築
参考指標	◎「行政改革の推進」に対する満足度
政策推進課	企画課・全課

政策目標名	財政運営の健全化
政策目標の考え方	健全な財政基盤を確立するためには、財政の弾力性を高めると共に、真に必要とされるサービスを選択することが重要です。このため、自らの責任において、財源を確保し、市民の理解度を高めていくという視点で必要とされる公共サービスを常に効果的・効率的かつ安定的に供給できるという持続可能な財政運営に努めます。
目指すイメージ	●持続可能な財政運営が行われています
施策の方向	●財政運営の効率化の推進 ●安定的な財源の確保
参考指標	◎「財政運営の健全化」に対する満足度
政策推進課	財政課・全課

第3節 重点プロジェクト

1. 重点プロジェクト名

人口減少対策プロジェクト

【設定理由】

垂水市の人口は、昭和30年3町村合併当時の38,856人を最高に、昭和35年から平成22年までの50年間に実に15,473人(47.3%)減少^{注1}しました。この間、様々な人口対策を施し、近年では平成8年の定住促進条例の施行(同条例は平成15年廃止)、平成17年に空き家バンク制度を創設しましたが、人口減少に歯止めをかけるまでにはいたりませんでした。

第4次垂水市総合計画基本構想では、平成29年における将来目標人口を18,000人に設定していますが、直近の平成22年国勢調査人口は17,248人で前回(平成17年)と比較し1,680人、8.9%減少しており、また、平成24年11月時点の推計人口は16,578人で総合計画策定時点において予測されていた平成27年推計人口16,564人^{注2}とほぼ並び、人口減少のペースが一段と加速しています。

このまま、人口減少が進むと最新の予測では平成27年に15,710人^{注3}と推計され、「集落機能の維持が困難になる」「生産年齢人口の減少により産業活動が低迷する」「少子化により学校の小規模化が更に進む」「市内で十分な医療サービスが受けられなくなる」「税収が減少し公共サービスの維持が困難になる」など今後様々な問題が生じるおそれがあります。

このようなことから、人口減少対策を第4次垂水市総合計画後期基本計画の重点プロジェクトに位置付け取り組むものとします。

※注1：国勢調査より(昭和35年と平成22年の人口比較)

※注2：鹿児島地域経済研究所(現：鹿児島経済研究所)が発表した推計人口(平成18年10月)

※注3：(財)九州経済調査協会の将来推計人口データより(平成24年11月)

2. 課題解決の考え方

①持続可能な自治体運営

日本全体が少子化による人口減少社会を迎えている中、垂水市が持続していくためにはプラスに転じる人口動態(社会増、自然増)となることが重要です。そのため、人口動態や人口構成割合等、人口に関するデータ分析から構造的な課題の解決が図られるようにします。

また、ライフスタイルの変化により人々の価値観は多様化していることから定住に関するニーズを把握しながら本市の地域ごとに異なる地理的特性や地域資源を生かした教育や世代間交流などの特色ある住みよいまちづくりを進め、情報発信を行い、持続可能な自治体運営に取り組みます。

②成果を重視したプロジェクト推進

第4次垂水市総合計画基本構想では将来目標人口を18,000人に設定しており、本重点プロジェクトにおいても本計画期間内の目標達成を目指します。このため、本市基本理念である「協働のまちづくり」に基づき、民間活力を交えながら庁内横断体制で取り組むこととします。

また、計画的な取り組みとするために、住みよいまちづくりのための社会基盤整備方針を盛り込んだ「長期ビジョン」を示し計画的に推進する一方で、短期的には既存事務事業の徹底した成果確認とデータ分析に基づく効果的な施策展開を図るなど成果を重視しながら取り組みます。

■人口に関するデータ

◎垂水市総人口

	2005年 平成17年 実績	2010年 平成22年 実績	2015年 平成27年 推計	2020年 平成32年 推計	2025年 平成37年 推計	2030年 平成42年 推計
男	8,692人	7,926人	7,211人	6,522人	5,831人	5,132人
女	10,236人	9,322人	8,499人	7,660人	6,810人	5,996人
男女計	18,928人	17,248人	15,710人	14,182人	12,641人	11,128人

◎年齢階級3区分別人口及び年齢構造

		2005年 平成17年 実績	2010年 平成22年 実績	2015年 平成27年 推計	2020年 平成32年 推計	2025年 平成37年 推計	2030年 平成42年 推計
実数	年少人口	2,124人	1,773人	1,516人	1,443人	1,326人	1,165人
	生産年齢人口	10,510人	9,434人	8,116人	6,622人	5,444人	4,549人
	老年人口	6,294人	6,041人	6,077人	6,116人	5,870人	5,414人
構成割合	年少人口	11.2%	10.3%	9.7%	10.2%	10.5%	10.5%
	生産年齢人口	55.5%	54.7%	51.7%	46.7%	43.1%	40.9%
	老年人口	33.3%	35.0%	38.7%	43.1%	46.4%	48.7%
年少人口指数		20.2	18.8	18.7	21.8	24.4	25.6
老年人口指数		59.9	64.0	74.9	92.4	107.8	119.0
従属人口指数		80.1	82.8	93.6	114.2	132.2	144.6
老年化指数		296.3	340.7	400.8	423.8	442.8	464.8

【利用上の注意】

<p>●2005年及び2010年の実績は「平成17年及び平成22年国勢調査」、2015年以後の推計は、(財)九州経済調査協会将来推計人口データを用いた。(人口の将来推計はコーホート要因法を採用)</p> <p>●補正人口の算出や出生率・生残率・社会移動率等に基づく推計結果であるため、推計人口は小数点以下の数値が発生している。このため、男女別人口の合計値と総人口、年齢階級別人口の合計値と総人口などが、四捨五入の関係で一致しない場合がある。</p> <p>●用語の意味や指数の計算式については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年少人口：0～14歳の人口 生産年齢人口：15～64歳の人口 老年人口：65歳以上の人口 ・年少人口指数＝年少人口／生産年齢人口×100 ・老年人口指数＝老年人口／生産年齢人口×100 ・従属人口指数＝(年少人口＋老年人口)／生産年齢人口×100 ※年少人口と老年人口が生産年齢人口に対して占める比率。働き手である生産年齢人口100人が年少者と高齢者を何人支えているかを示す。 ・老年化指数＝老年人口／年少人口×100 ※老年化指数は年少人口との比であるため、老年人口割合や指数よりも人口高齢化の程度を敏感に示す。
